

弁天島海浜公園再整備事業に係る住民訴訟の経過について

1 趣 旨

令和 7 年 1 月 14 日環境経済委員会で報告した浜松市が実施する弁天島海浜公園再整備事業に係る住民訴訟について、進展があったため状況報告するもの。

2 提 訴

弁天島海浜公園再整備事業に対し、借地権設定契約締結の差止めを求め訴状が提出されたもの。

(1) 事件名

令和 6 年（行ウ）第 31 号借地権設定契約締結差止等請求事件

(2) 訴状の概要

事業地 浜松市中央区舞阪町弁天島 3775 番地の 2 外

原 告 A 氏（住民）

被 告 浜松市長 中野 祐介

(3) 原告の請求趣旨

1. 被告は、弁天島海浜公園再整備事業共同事業体（代表者：株式会社呉竹荘、構成員：株式会社 KTS ホスピタリティ、東海ビル管理株式会社、株式会社東海まちづくり研究所、株式会社東海トラベル）との間で、弁天島海浜公園再整備事業に係る事業用定期借地権設定契約（本件契約）を締結してはならない。
2. 被告は、弁天島海浜公園（本件公園）が都市公園であることを確認し、都市公園として原状回復させなければならない。
3. 訴訟費用は被告の負担とする。

(4) 経過

- ・ 令和 6 年 12 月 26 日 令和 6 年 12 月 6 日付け「訴状」を受理
- ・ 令和 7 年 2 月 6 日 第 1 回口頭弁論
- ・ 令和 7 年 3 月 27 日 第 2 回口頭弁論
- ・ 令和 7 年 5 月 15 日 第 3 回口頭弁論（原告が請求趣旨 2 を取下げ、結審）

(5) 判決

静岡地方裁判所にて令和 7 年 7 月 3 日判決言渡

- ・ 本件公園の都市公園としての廃止は、合併前の舞阪町において 20 年以上前に行われた行為であって、改めて廃止の適法性を遡って審査すべき事情はなく、本件契約の締結の違法性を基礎づけ得るだけの牽連関係は認められない。したがって、都市公園廃止の適法性のみを理由に本件契約の違法性を主張する原告の主張は失当である。
- ・ よって、原告の請求は理由がないため原告の請求を棄却する。

3 控 訴

上記、令和6年（行ウ）第31号借地権設定契約締結差止等請求事件の判決が不服であるとして控訴状が提出されたもの。

（1）事件名

令和7年（行コ）第243号借地権設定契約締結差止等請求控訴事件

（2）控訴状の概要

控訴人 A氏（住民）

被控訴人 浜松市長 中野 祐介

（3）原告の控訴趣旨

1. 原判決を取り消す。
2. 被控訴人は、株式会社呉竹荘及び、弁天島海浜公園再整備事業共同事業体（代表者：株式会社呉竹荘、構成員：株式会社KTSホスピタリティ、東海ビル管理株式会社、株式会社東海まちづくり研究所、株式会社東海トラベル）との間で、弁天島海浜公園再整備事業に係る事業用定期借地権設定契約を締結してはならない。
3. 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

（4）経緯

令和7年9月25日に令和7年7月17日付け「控訴状」を受理したものの、控訴人が追って提出するとした控訴理由書が令和7年10月30日時点においても本件の管轄となる東京高等裁判所へ提出されていない状況である。

（5）口頭弁論期日

第1回口頭弁論 令和7年11月17日（月）

4 今後の対応

控訴理由書が未着であることから答弁内容は未定。当該理由書が届き次第、内容を確認し、公園課とともに政策法務課、訴訟代理人と調整のうえ、答弁書を作成・提出する。